横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第161号)

平成12年8月25日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の 規定に基づく諮問について(答申)

平成11年8月23日道総第260号による次の諮問について,別紙のとおり答申します。

「横浜市道路利用者会議に平成6,7年度交付金及び平成8年度交付金が振り込まれた通帳(全部)」の公文書公開請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が,「横浜市道路利用者会議に平成6,7年度交付金及び平成8年度交付金が振り込まれた通帳(全部)」の公文書公開請求を公文書に該当しないとして却下した決定は,妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は,「横浜市道路利用者会議に平成6,7年度交付金及び平成8年度交付金が振り込まれた通帳(全部)」(以下「本件申立文書」という。)の公開請求(以下「本件請求」という。)に対して,横浜市長(以下「実施機関」という。)が,平成11年6月1日付で行った公文書公開請求却下の処分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求の対象となった本件申立文書は,横浜市公文書の公開等に関する条例(昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。)第2条第2号に規定する「公文書」に該当しないため却下としたものであり,その理由は,次のように要約される。

(1) 横浜市道路利用者会議について

横浜市道路利用者会議(以下「利用者会議」という。)は,市内の道路の整備改善に要する国への予算の陳情,要請及び市民に対する道路愛護精神の普及等,道路事業に関し協力する団体として設立された任意団体であり,民間の輸送,建設等道路に深く関係する法人又は個人の会員で組織されている。

横浜市は、利用者会議に対し、運営助成金として補助金を交付している。

また,利用者会議の庶務は,その規約により横浜市(道路局)において処理することとされており,団体の総会等の発議,入会及び退会等の処理,予算決算等の経理事務などの事務を行っている。

(2) 旧条例第2条第2号の該当性について

本件申立文書は,横浜市道路利用者会議会長名義の通帳であり,当該団体の所有する文書である。

したがって,本件申立文書は,旧条例第2条第2号に定める「実施機関の職員が職務上作成し,又は取得した」文書には該当しない。

4 異議申立人の却下決定に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の却下決定に対する意見は,次のように要約される。

利用者会議の交付金及び会費については,公金外現金として,道路局総務課で金庫に 保管し,管理している。

通帳の名義は,「横浜市道路利用者会議の会長名」であり,実質管理しているのは 道路局総務課長である。

利用者会議の通帳は,実質的に道路局総務課で管理しているものといわざるを得ない。したがって,当該文書は,公文書に準ずる文書として,公開請求に対応すべきである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。)が平成12年7月1日に施行されたが,本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため,当審査会は,新条例附則第6項の規定により,旧条例の規定に基づき本件を審議することとする。

(2) 利用者会議について

利用者会議は,3(1)に記載しているとおり,市の組織ではなく,その規約により, 会議の庶務については,市(道路局)において処理することとされていることが認め られる。

(3) 利用者会議の預金通帳について

本件申立文書は、利用者会議の所有に属する通帳であることが認められる。

また、横浜市では、「公金外現金事務取扱処理要領」(昭和61年4月1日制定) (以下「要領」という。)において、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年 3月横浜市規則第57号。以下「金銭会計規則」という。)の適用の対象とならない金 銭で、業務の関係上、市職員が出納保管せざるを得ないもので、ア 市以外の各種団 体の所有に属する現金、イ 個人の所有に属する現金(老人ホーム等施設入所者の一 時預り金、生活保護費の一時預り金等)に該当するものを「公金外現金」と規定し、 公金とは区別し、管理していることが認められる。

(4) 本件請求について

ア 本件請求は,実施機関が保管している利用者会議の預金通帳を対象としたものである。これに対して実施機関は,通帳の名義は利用者会議会長であり,当該通帳は利用者会議の保有する文書であり,「実施機関の職員が職務上作成し,又は取得した」文書には該当しないとして却下処分をした。そこで,当審査会では,本件申立文書の公文書該当性について審議するため,平成12年5月12日に実施機関に対して次のとおり事情聴取を行った。

イ 本件申立文書の公文書該当性について

実施機関は,利用者会議が,年間の事業計画,予算及び決算については総会で決定し,運営されているため,横浜市とは別の団体であり,利用者会議に関する文書は旧条例上の公文書に当たらないと主張している。

本件申立文書については,道路局が利用者会議の事務局となることとされている ことから,道路局において職務上保管していることが認められる。

しかし,利用者会議は,その規約第5条第3項で「会長は,この会議を代表し,会務を総理する」と規定し,また,同規約第9条第3号で「総会は,次の各号に掲げる事項を審議する。(3)予算決算に関すること」と規定している。これらの規定からすると,利用者会議は総会を意思決定機関とし,その運営については当該規約に従って処理することとされていることから,利用者会議の経理関係事務についても,横浜市の金銭会計規則や横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)など,横浜市の関連規則のもとに処理されるのではなく,利用者会議の規約に従って処理されているものと認めることが妥当である。

このため、本件申立文書については、横浜市事務決裁規程に定める決裁又は供覧 その他これらに準ずる手続によるものではなく、旧条例第2条第2号に規定する 「決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、」実施機関の職員が管理してい るものには当たらないものと考えられる。

したがって,本件申立文書が旧条例第2条第2号の公文書に該当しないという実施機関の主張について,特段不合理な点は認められなかった。

(5) 結論

以上のとおり,本件申立文書は旧条例第2条第2号に該当する公文書に該当しない として,実施機関が公文書公開請求を却下した決定は,妥当である。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成11年8月23日	・諮問書受理
平成11年9月24日 (第209回審査会)	・諮問の説明
平成11年9月24日	・実施機関から却下理由説明書を受理
平成12年1月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成12年4月28日 (第223回審査会)	•審議
平成12年5月12日 (第224回審査会)	・実施機関から処分理由の説明 ・審議
平成12年5月26日 (第225回審査会)	• 審議
平成12年6月9日 (第226回審査会)	•審議
平成12年6月23日 (第227回審査会)	• 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	• 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	• 審議